

## 仕事と介護の両立に関する情報

### 1. 仕事と介護の両立支援制度

#### (1) 介護休業

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、介護のために休業することができます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する職員。 <対象外> ①入職1年未満の職員 ②申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 ③1週間の所定労働日数が2日以下の職員
期間	対象家族1人につき通算93日を限度とし、職員が希望する期間
対象家族の範囲	配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
申出期限	休業の2週間前までに法人に申し出てください。
分割取得	3回に分割して取得可能

#### (2) 介護休暇

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1年に5日（対象家族が2人以上の場合10日）まで、介護その他の世話をを行うために、休暇が取得できます（時間単位の休暇は事業所の業務の性質により可）。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する職員。 <対象外> 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
申出先	法人に申し出てください。

#### (3) その他の両立支援制度

##### ①所定外労働の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、所定外労働を制限（残業の免除）することを請求できます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する職員。 <対象外> ①入職1年未満の職員 ②1週間の所定労働日数が2日以下の職員
期間	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間
申出期限	開始日の1か月前までに法人に申し出てください。
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

## ②時間外労働の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、時間外労働を1月24時間、1年150時間以内に制限することを請求できます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する職員。 <対象外> ①入職1年未満の職員 ②1週間の所定労働日数が2日以下の職員
期間	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間
申出期限	開始日の1か月前までに法人に申し出てください。
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

## ③深夜業の制限

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、午後10時から午前5時までの深夜業を制限することを請求できます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する職員。 <対象外> ①入職1年未満の職員 ②1週間の所定労働日数が2日以下の職員 ③介護ができる同居の家族がいる職員 ④所定労働時間の全部が深夜の職員
期間	1回の請求につき1か月以上6か月以内の期間
申出期限	開始日の1か月前までに法人に申し出てください。
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、請求を拒むことがあります。

## ④介護のための短時間勤務制度

制度の内容	要介護状態にある対象家族を介護する場合、1日の所定労働時間を6時間に短縮することができます。
対象者	要介護状態にある対象家族を介護する職員。 <対象外> ①入社1年未満の職員 ②1週間の所定労働日数が2日以下の職員
期間・回数	対象家族1人につき、利用開始の日から連続する3年の間 1回につき1年以内の期間
申出期限	原則開始日の2週間前までに法人に申し出てください。

## 2. 介護休業給付

介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%の介護休業給付を受けることができます。

### 3. <参考>介護保険制度・介護サービス

40歳から64歳の方については、ご自身が加齢に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、親が高齢となり介護が必要な状態になる可能性が高まる時期でもあります。介護保険制度は、介護保険加入者（40歳以上の方）の保険料負担により、老後の不安の原因である介護を社会全体で支えています。

#### ● 40歳～64歳の方の介護保険料

健康保険に加入する40歳～64歳の方が負担する介護保険料は、健康保険料と一体的に徴収されます。なお、介護保険料は医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で1／2ずつ負担します。

#### ● 高齢のご家族の介護で悩み・不安がある方へ

高齢のご家族がお住まいの地域包括支援センターへご相談ください。市区町村や、市区町村が委託する組織により公的に運営されており、相談内容に応じ、具体的な解決策の提案をします。高齢の家族の生活に関することや介護のことなど幅広く対応します。

#### ● 介護サービスの利用のしかた（ご自身や家族に介護が必要になった場合の手続きの流れ）

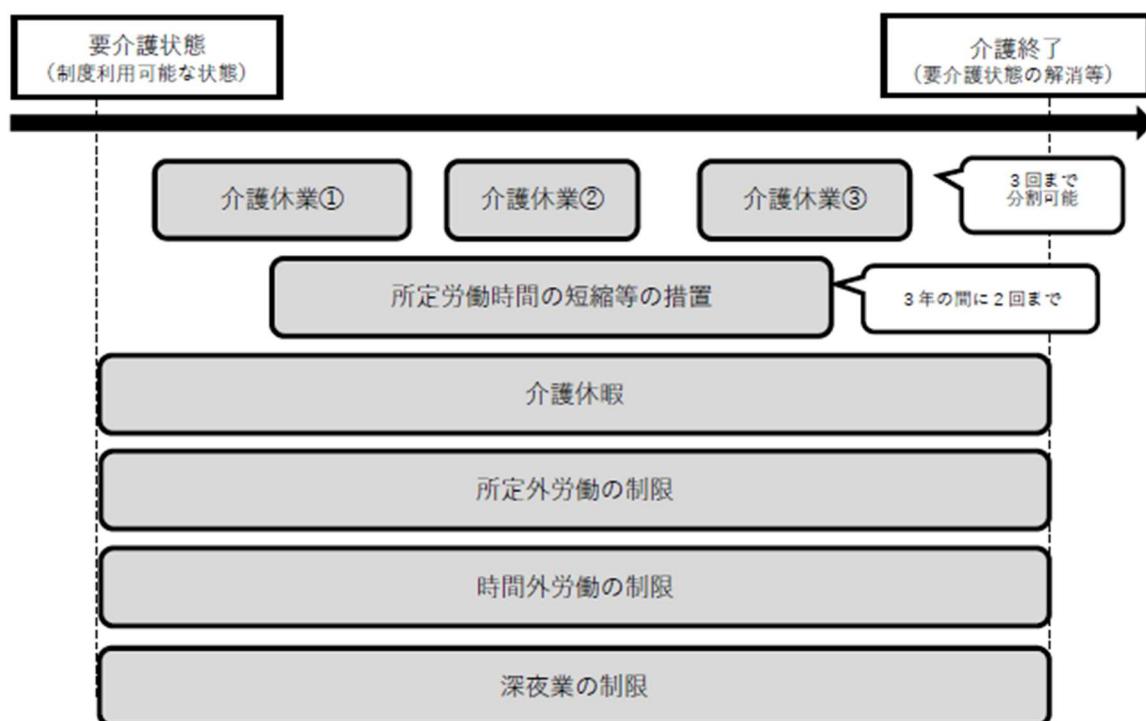
- ①市区町村の窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をします。
- ②要介護認定の調査、判定などが行われ、認定結果が通知されます。  
※40～64歳の方は、要介護（要支援）状態が、加齢に関する疾患として定められている「特定疾病」によって生じた場合に認定されます。
- ③ケアプランを作成します
- ④サービスを利用します

### 4. 不利益な取扱いとハラスメントに関する方針

当法人では、介護休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

また、介護休業等に関するハラスメント行為を許しません。

#### <仕事と介護の両立支援制度概要>



介護休業等に関する相談窓口  
制度利用の申込先

各事業所の人事総務担当